

挟間史談会規約

- 一 この会を「挟間史談会」という
- 二 この会の事務局を当分の間、会長の定める所に置く
- 三 この会は県内各地の地方史研究者、研究団体と連絡を密にして、地方史（特に挟間に関する歴史）の研究を推進することを目的とする
- 四 この会は前項の目的を達成するため、左の事業を行う
- 1 会誌（挟間史談会会誌）の発行
- 2 研究会、講演会、実地調査等の開催
- 3 文化財の調査 研究 保存
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業
- 五 この会は左の会員をもつて組織する。
 - ・会員（年額三千円の会費を負担する）
 - ・賛助会員（年額一口五千円の会費を負担する）
- 六 この会は毎年一年に一回総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる
- 七 この会に左の役員をおく
- 1 会長 一名
- 2 幹事（事務局長） 一名
- 3 委員 若干名
- 4 会計 一名
- 5 会計監査 一名

- 6 世話人会 世話人若干名（会の運営について必要事項を事前に相談する）
- 7 顧問（会長経験者）
- 八 会長は委員会で推薦して総会の承認を求める
- 九 幹事は総会によつて会員中より選出され、その任期は二年とする
- 十 この会の経費は、会費および寄付金等によつてまかなう。
- 十一 規約の変更は総会の議決によつてのみなされる
- 十二 この規約は、平成十五年四月二十日より、適用する